

5 被害類型別の特徴と注意点

犯罪被害者等の置かれる状況は様々ですが、ここでは、(1)殺人事件等、(2)暴力犯罪、(3)交通事故、(4)性犯罪・性暴力、(5)配偶者からの被害、(6)ストーカー行為等の被害、(7)児童虐待、(8)高齢者虐待、(9)障がい者虐待について記載します。

注) ●=すべての犯罪被害者等が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

(1) 殺人事件等遺族への対応

(特徴)

殺人事件の被害遺族は、被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を自分自身に置き換えてみたり、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しみます。

また、特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合、経済的な負担を大きく受けることとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じることがあります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したことがないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を正確に理解・判断できないなど、思考力や判断力に影響を受けている場合があります。

このような状態にあることを十分に理解し、支援・制度を紹介するパンフレットやメモなどの情報提供等を行う際は、わかりやすい説明に加え、その時期や方法を適切に判断するなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です

● 死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書(死体検案書)」(有料)を作成・発行してもらいます。「死亡診断書(死体検案書)」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町村に持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

(連絡先) 市町村(P127)、警察署(P129)

● **司法解剖に関する経費の公費負担**

故意の犯罪により被害者が死亡し、司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する場所まで（県内に限る）搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

（連絡先） 警察署 (P129)、海上での犯罪の場合は酒田海上保安部 (P102)

● **各種健康保険・年金の異動届**

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

（連絡先） 市町村国民健康保険担当課、年金事務所 (P112)
勤務先庶務担当など

● **遺産相続等**

犯罪被害者が亡くなってから 10 か月以内に相続税について申告しなければなりません。

（連絡先） 犯罪被害者の住所地を管轄する税務署 (P129)

経済的支援として、以下のような制度があります

★ **犯罪被害者等給付金(遺族給付金)**

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者遺族に対し、一時金が支給されます。

（連絡先） 警察署 (P129)、県警察本部警務課犯罪被害者支援室 (P85)

★ **山形県犯罪被害者等生活資金貸付制度**

犯罪被害者等給付金により返済していただくことを条件に、上限 30 万円として無利子で貸付けを行います。

（連絡先） 警察署 (P129)、県警察本部警務課犯罪被害者支援室 (P87)

★ **遺族基礎年金**

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子（18 歳に到達する年度末まで）のある妻または子に支給されます。

（連絡先） 亡くなった方が住んでいた市町村

★ **遺族厚生（共済）年金等**

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1 級または 2 級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

（連絡先） 亡くなった方の住所を管轄している年金事務所 (P112)
亡くなった方の共済組合、亡くなった方の勤務先庶務担当

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります

★ 遺児の就学援助等

奨学金が給与されます。

(連絡先) (公財) 犯罪被害救援基金 (P105)、警察署 (P129)

(2) 暴力犯罪等により傷害を負った人への対応

(特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

(対応上の注意点)

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります

★ 診断書等の公費支出

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担します。

(連絡先) 警察署(P129)

大きな怪我をしたりして障がいが残った場合には、以下のような制度があります

★ 犯罪被害人等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、一時金が支給されます。

(連絡先) 警察署(P129)、県警察本部警務課犯罪被害者支援室(P85)

★ 山形県犯罪被害人等生活資金貸付制度

犯罪被害人等給付金により返済していただくことを条件に、上限30万円として、無利子で貸付けを行います。

(連絡先) 警察署(P129)、県警察本部警務課犯罪被害者支援室(P87)

★ 特別障害者手当

20歳以上で著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の方に支給されます。

(連絡先) 市町村(P127)

★ 身体障害者手帳の交付

身体に障がいがある方は、本人又は保護者の申請で手帳が交付されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障がいの程度に応じて受けられます。

(連絡先) 市町村(P127)

★ **障害者控除**

本人又は扶養親族等が身体障害者手帳の発行を受けるなど一定の場合には、所得税及び住民税の計算上一定の金額が控除されます。

(連絡先) 各税務署(P129)、市町村(P127)

★ **障害基礎年金**

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。身体的な障がいだけでなく、精神的な障がいについても、医師の判断によって受給できる可能性があります。

(連絡先) 市町村(P127)

★ **障害厚生(共済)年金等**

厚生(共済)年金の加入中に初診日がある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。

(連絡先) 年金事務所(P112)、勤務先庶務担当

★ **就労移行/継続支援**

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場所を提供します。

(連絡先) 市町村(P127)、指定障害福祉サービス事業者

子どもが被害当事者である場合は、以下のような制度があります。

★ **特別児童扶養手当**

20歳未満で中程度以上の障がいがある児童を家庭で監護し、養育している父母又は養育する者に支給されます。

(連絡先) 市町村(P127)

★ **障害児福祉手当**

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

(連絡先) 市町村(P127)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です

(連絡先) 警察署(P129)、県警察本部・暴力団関係相談(P96)

(公財) 山形県暴力追放運動推進センター(P101)

(3) 交通事故に遭った人への対応

(特徴)

交通事故は、過失運転致死傷罪、危険運転致死傷罪等の自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律上の「犯罪」に該当するにもかかわらず、「事故」として社会で軽視される傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。

被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

(対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です

● 警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

● 警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます

(連絡先)

加入している損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

- (連絡先) 山形県弁護士会 (P108)、山形県交通事故相談所 (P68)
(公財) 日弁連交通事故相談センター山形支部 (P113)
(公財) 交通事故紛争処理センター (P113)
(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 (P114)
(一社) 日本損害保険協会 そんぽADRセンター東北 (P119)

経済的支援として、以下のような制度があります

★ 政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先) 損害保険会社

★ 介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先) 独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA) (P115)

★ 奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障がいが残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。

(連絡先) (公財)交通遺児育英会 (P118)

★ 交通遺児等育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先) (公財)交通遺児等育成基金 (P119)

★ 交通遺児奨励金

激励見舞金、勉学等奨励金等が給付されます。

(連絡先) 市町村交通安全対策担当

山形県交通安全母の会連合会 (山形県くらし安心課) (P120)

(4) 性犯罪・性暴力に遭った人への対応

(特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応(P.3「①心身の不調」参照)が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大し、影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障がい、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、被害者にとって、異性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、被害者に希望を確認し、同性の支援者の対応を検討することが必要です。

(対応上の注意点)

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪・性暴力の被害者は、羞恥心や恐怖心から被害の届出をためらう場合が多いため、被害者の置かれた立場や心情を十分に理解し対応することが必要です。警察でどのような対応がされるか説明したり、支援者が警察まで付き添うなど、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

● 警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望に応じて、できるだけ女性警察官が対応するようにしています。

(連絡先) 警察署(P129) 山形県弁護士会(P108)

コラム —親告罪—

性犯罪は、親告罪（告訴がなければ起訴できない）にあたるとして、近年まで原則として犯人を知った日から6か月経過後は起訴することができないとされてきました。

しかし、平成29年7月に施行された改正刑法の規定により、強制性交等罪、強制わいせつ罪等に関して親告罪の規定が撤廃され、被害者の告訴がなくても犯人を起訴できるようになりました。

● 警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

なお、やまがた性暴力被害者サポートセンターでは、女性の支援活動員が警察署への付添いや被害状況を説明する際の補助等、被害者の負担軽減のための支援を行っています。

（連絡先） 警察署 (P129)、やまがた性暴力被害者サポートセンター (P95)

すぐに警察に届け出ることによって消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

● 緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服用により高い確率で妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署に届け出れば、診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用等を公費で負担します。

また、やまがた性暴力被害者サポートセンターでは、女性の支援活動員による医療機関への付添いや初診料、緊急避妊措置等に要した費用の助成を行っています。（警察の公費負担を利用した場合は助成が受けられない場合があります。）

（連絡先） 警察署 (P129)、やまがた性暴力被害者サポートセンター (P95)
産婦人科

● 犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

証拠を保全するため、体液等の採取が必要な場合は、被害者に代わって警察が病院の手配や医師への説明を行います。

（連絡先） 警察署 (P129)

● 病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に支援者が付添いを行います。

（連絡先） やまがた性暴力被害者サポートセンター (P95)
（公社）やまがた被害者支援センター (P100)

● **特定感染症検査**

H I V抗体検査、クラミジア抗体検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査が無料・匿名でできます。

(連絡先) 保健所(P126)

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります

★ **証人出廷等の配慮**

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置や、ビデオリンク方式による尋問を求めることもできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置を求めることもできます。

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)、山形県弁護士会(P108)

やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)

(公社) やまがた被害者支援センター (P100)

★ **公判の代理傍聴**

性犯罪の被害者が公判廷の審理を傍聴することが大きな負担となる場合があります。民間団体の支援者が被害者に代わって公判を傍聴し、その状況を被害者に伝えるなど被害者の負担を減らす措置を求めることもできます。

(連絡先) やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)

(5) 配偶者からの暴力を受けた人への対応

(特徴)

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないわいせつな画像等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけではなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体の症状が現れることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から逃げ出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚などの周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化、深刻化しやすいという特徴があります。

(対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのままに聞いて下さい。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性(安定性)を確認します

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者は怪我を負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申し立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。

通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

(連絡先) 警察署(P129)、配偶者暴力相談支援センター(P74)

やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)、医療機関

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、婦人相談所の一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につながります。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

(連絡先) 市町村、配偶者暴力相談支援センター(P74)
山形県弁護士会(P108)

再被害防止のためには、以下のような制度があります

★ 保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

接近禁止命令

被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6ヶ月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、保護命令と併せて、子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申し立ても可能。

退去命令

被害者と共に生活の拠点としている住居から2ヶ月間退去することを命じるもの。再度の申し立てが出来る場合もある。

電話等禁止命令

被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。

(連絡先)

警察署(P129)、配偶者暴力相談支援センター(P74)、地方裁判所(P130)

★ 住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付しないように、申し出ることが出来ます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先) 住民登録地の市町村

(6) ストーカー被害に遭った人への対応

(特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- ① つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、見張り、押しかけ、うろつき
- ② 監視していると告げる行為
- ③ 面会、交際等の要求
- ④ 著しく粗野又は乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、連続した電話、メール、SNSのメッセージ等
- ⑥ 汚物等の送付
- ⑦ 名誉を傷つける行為
- ⑧ 性的羞恥心の侵害

を行うことをいいます。

ストーカー行為は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

※下線部は平成 28 年 12 月の法改正により追加された項目

(対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影し保存する
(連絡先) 警察署(P129)

ストーカー被害が認められた場合には、以下のような方法が考えられます。

★ 警察からの警告、事件化

警察から相手方への口頭注意を行ったり、被害者の申出を受けて相手方に「警告書」の交付や「禁止命令等」を出すことができます。また、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

なお、平成 28 年の法改正によりストーカー行為罪は告訴がなくても起訴することができるようになりました。

(連絡先) 警察署 (P129)、山形県弁護士会 (P108)

★ 住民票の写しの交付等の制限

ストーカー被害、配偶者暴力 (DV) から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先) 住民登録地の市町村

● 無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイサービス (電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム) や、ナンバーリクエスト (電話番号を通知してこない電話は受付ないようにするシステム)、迷惑電話お断りサービス等を利用することもできます。

(連絡先) 契約している電話会社

コラム ストーカー規制法の一部改正 (改正:平成 28 年 12 月)

ストーカー規制法が一部改正され、規制対象行為である「つきまとい等」が拡大された他、ストーカー行為罪が非親告罪となり、告訴がなくても起訴することができるようになりました。

ストーカー規制法の改正のポイント

<p>1 規制対象行為の拡大等 (2条)</p> <p>(1) 規制対象行為である「つきまとい等」として、次の行為を追加。(1項1・5号、2項)</p> <p>① 住居等の付近をみだりにうろつくこと。 ② SNSのメッセージ送信等、ブログ等の個人のページにコメント等を送ること。</p> <p>(2) 性的羞恥心を害する電磁的記録等の送りつけ等を確認的に明記。(1項8号)</p>	<p>4 ストーカー行為等の相手方に対する措置等</p> <p>(1) 職務関係者による被害者の安全確保・秘密保持、職務関係者に対する研修・啓発、国、地方公共団体等による情報管理の措置を規定。(9条)</p> <p>(2) 避難のための民間施設における滞在支援、公的賃貸住宅への入居の配慮を規定。(10条)</p>
<p>2 禁止命令等の制度の見直し (5条)</p> <p>(1) ① 警告を経ずに禁止命令等を行うことも可能に。(1項) ② 緊急の場合には、禁止命令等の事前手続として必要な聴聞を事後化。(3、4項)</p> <p>(2) 禁止命令等の有効期間を設け、1年ごとの更新制に。(8～10項)</p>	<p>5 ストーカー行為等の防止等に資するための措置</p> <p>(1) 加害者を更生させるための方法、被害者の健康回復の方法等について、調査研究を推進。(11条)</p> <p>(2) 国・地方公共団体が努めるべき措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加。(12条)</p>
<p>3 ストーカー行為等に係る情報提供の禁止</p> <p>ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し被害者情報を提供することを禁止。(7条)</p>	<p>6 罰則の見直し</p> <p>(1) ストーカー行為罪を非親告罪化。(18条)</p> <p>(2) ストーカー行為罪・禁止命令等違反罪の罰則を強化。(18～20条)</p>

施行期日1・3・4・5・6＝平成29年1月3日
2＝平成29年6月14日

※条項の表記は、それぞれの規定が施行される時点のもの。

※平成 29 年版犯罪被害者白書参照

(7) 児童虐待への対応

(特徴)

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」において、保護者による児童(18歳未満)に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を行うことと定義されています。児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、児童の心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSD(参照p4)が生じることなどが挙げられます。

さらに、それらの影響は児童の人格形成に著しい影響を与え、社会に適応することが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた児童に適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

児童虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

(対応上の注意点)

児童虐待を発見した場合、または、虐待を疑われる子どもを発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません(児童虐待の防止等に関する法律第6条)。

子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに山形県児童相談所や緊急を要する場合は警察に通報します。子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。

なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています(児童虐待の防止等に関する法律第7条)。

● 対応

ア 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、山形県中央児童相談所(庄内地方は山形県庄内児童相談所)等に通告し対応を協議してください。
(P123)

イ 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに山形

県中央児童相談所（庄内地方は山形県庄内児童相談所）に通告して下さい。
(P123)

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしている場合など、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、**110番通報**又は**119番通報**により速やかに警察又は消防へ通報してください。

(連絡先) 警察署(P129)、消防署

● 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます

● 対応

ア 在宅支援の場合

通告のあった児童の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域で子どもと家族が安心して暮らせるように、通告先機関やその他の関係機関がネットワークを構築し、方針を検討したうえで支援が行われます。具体的には、通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、民生委員・児童委員などによる支援、見守り等が行われます。

イ 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われます。親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申し立てにより措置の承認を求めます。

可能な事例については、再び親子が共に生活できるよう支援が行われます。

これらの取組みは市町村要保護児童対策地域協議会⁵等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

⁵ 児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童に適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

コラム —子どもの心の理解とケアのために—

精神の未成熟な子どもは特に、犯罪被害などの強いショックを受けた後、さまざまな心理的反応をあらわしてきます。多くは一時的なもので、家庭や学校の中で適切に受け止められ、周囲の大人たちが、子どもを危険から守り、安心感を与えることで、自然に落ち着いていきます。

被害後の子どもが示す様々な心理的反応

- ・また同じような目に合うのではとオドオドしたり、そわそわして落ち着かない
- ・脅えたり、怖がったり、不安がり、些細な事にもビクビクする
- ・事件のことを思い出せない
- ・頭痛・腹痛などを訴える
- ・感情が麻痺し、何もなかったように平然としている
- ・話をしなくなったり、ぼーっとしている、引っ込み思案になる、気分が落ち込む
- ・被害を受けたのは自分の落ち度からだと思い、自分を責める
- ・加害者を罰してやりたい、仕返しをしたいと思う
- ・何かのきっかけで事件を生々しく思い出し、苦痛を感じる
- ・涙ぐんだり、泣き出したりする
- ・やたら甘えたり、親のそばを離れようとしなくなり、幼児退行が見られる
- ・他人との接触を拒み、自分の殻に閉じこもる
- ・寝付きが悪くなる、夜中に目を覚ます、怖い夢をみる
- ・外出を嫌がる、登校をしぶる、一人で外に出られない

(特に虐待を受けた子どもに顕著な心理的反応)

- ・安定しない養育環境での生活のため、感情が不安定になる
- ・日常的な暴力にさらされているため、粗暴になる
- ・対人関係で適正な距離が保てず、甘えたり、極端に反抗的な態度をとったりする
- ・保護者から虐待を受けるため、大人に対する強い不信感を持つようになる
- ・加害者への愛着や、家族へ影響を心配し、虐待行為について話せずにいる
- ・虐待の原因を「自分が悪い」と考えたり、性的虐待を愛情表現と考える

少年の心理反応への対応

- ・いつもと同じ自然のリズムを心掛ける
- ・子どもが話してきた時には、しっかりと耳を傾け、さえぎらず最後まで聞く
- ・被害の後は、強い感情を伴う特異な心理状態になることは、正常な反応であることを伝え、子どもを安心させる
- ・身体の不調を訴えたときは、無理強いせず、ゆっくり休ませる
- ・自尊心を高めたり、やれば出来るという気持ちを持つような活動を見つけれられるように手助けする
- ・怖い夢をみたり、夜中に突然目を覚ましたりしたときは、しっかり抱きとめて「大丈夫だよ」と言って安心させる
- ・一時的に、無気力になって成績が低下したり、わがままな行動が出ることを予測し、その気持ちを理解するとともに、基本的なルールは守らせる
- ・攻撃的、自滅的な言動には、無視せず丁寧に対応する
- ・幼児退行の際には、叱らずに十分にスキンシップを与える

コラム —守秘義務について—

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待の防止に関する法律第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

コラム —親権者の懲戒権と子ども虐待の関係—

親権の中の1つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。しかし、児童虐待の防止に関する法律第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

(8) 高齢者虐待への対応

(特徴)

高齢期には、身体の機能の低下が進み、その結果自立度が低下し、家族や施設の介護者に身の回りの世話を依存することが多くなります。介護の必要度が進むと、高齢者の自尊心を損なう、あるいは介護者と被介護者の関係の中で、放置や無視、心身の加害行為に至ることもあります。認知度が進行した場合などには、介護負担は一層増大するとともに、高齢者は自分の資産や家計を管理することが困難になり、資産や金銭を騙し取られるなどの被害にあうこともあります。

(対応上の注意点)

高齢者虐待はどここの家庭にも、誰にでも起こりえる身近な問題であり、虐待には様々な形態があります。

● 虐待の主な形態

- 身体的虐待・・・暴力的な行為
- 心理的虐待・・・暴言や無視、いやがらせ
- 性的虐待・・・性的ないやがらせ
- 経済的虐待・・・勝手に高齢者の資産を使ってしまう
- 放棄・放任・・・劣悪な環境での放置

相談受理時における注意点

高齢者虐待は、過去の人間関係や疾病、複雑な家庭など様々な要因が絡まって発生していることが多いと見られます。また、その殆どが家庭内の事案であり、本人や家族も他人に知られたくないと思っているほか、虐待をしている本人も、自分では虐待とは気づかないでいることもあります。

犯罪被害の相談として受理したものや、一般の高齢者の関する相談として入ってきたものが、実は深刻な虐待である可能性もあるので、高齢者が関係する事案である場合は、漏れなく担当に連絡することや、担当者以外でも高齢者虐待を早期に発見・対応する認識が必要です。

高齢者虐待を発見した場合、または虐待を疑われる事案を認知した場合は速やかに、市町村に通報しなければなりません。

高齢者の生命、身体に重大な危険が生じている場合や、高齢者虐待と思われる者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません。なお、通告を受けた機関は通報や届出した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。

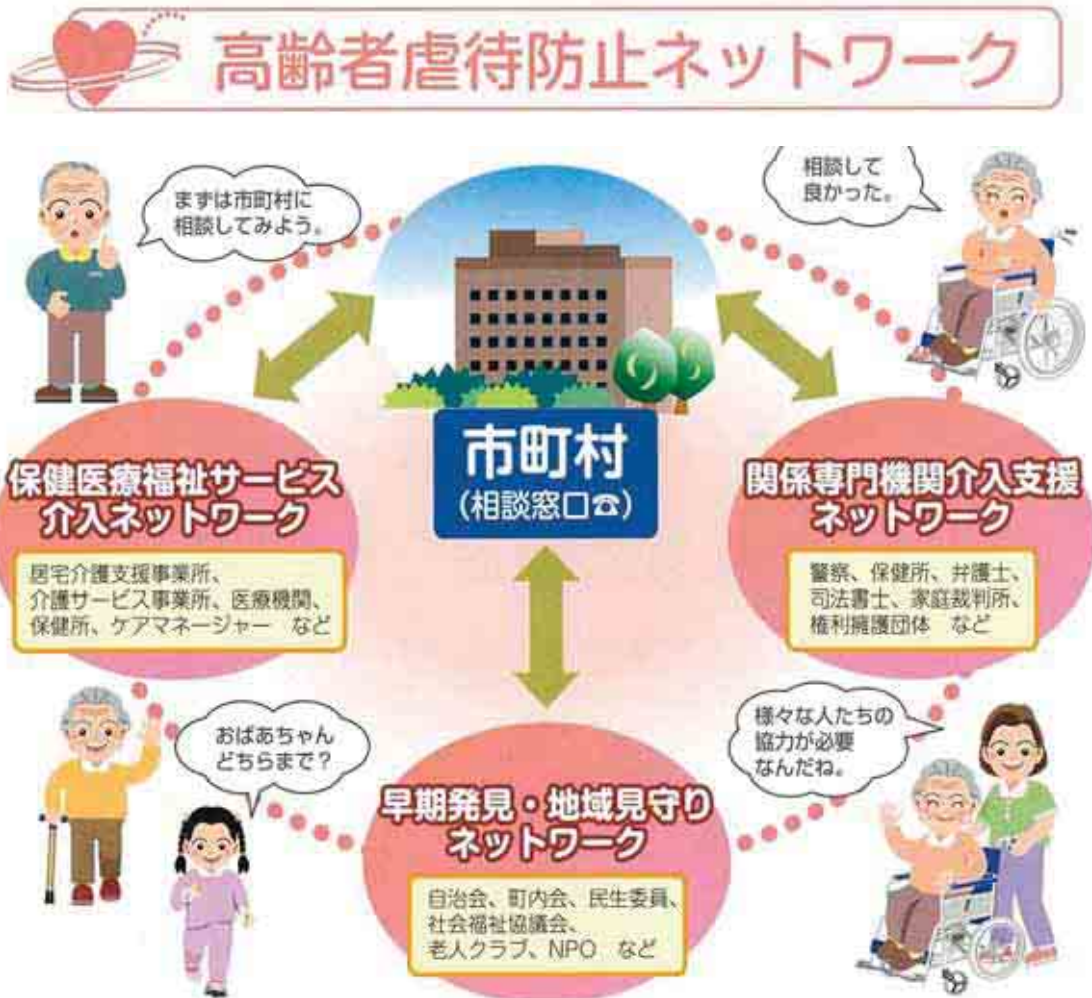
※ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第7条、8条（連絡先）市町村(P127)

高齢者虐待対応の支援体制

市町村は、高齢者虐待の防止と早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、地域包括支援センター等の関係機関、民間団体との連携協力体制を整備するとされており、県内各市町村においても整備が進んでいます。

高齢者やそのご家族が抱える生活全般にわたる様々な悩みや心配事や、福祉サービスに関する相談

- 市町村介護保険担当・高齢者福祉担当、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会



(9) 障がい者虐待への対応

(特徴)

「障がい者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。(障害者基本法2条1項)

「障がい者虐待」とは、①養護者による障がい者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいいます。

(対応上の注意点)

虐待を受けた障がい者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障がい者の権利擁護を基本に置いた切れ目のない支援体制が必要です。

● 虐待の主な形態

- 身体的虐待・・・暴力的な行為
- 心理的虐待・・・暴言や無視、いやがらせ
- 性的虐待・・・性的ないやがらせ
- 経済的虐待・・・勝手に資産を使ってしまう、必要な金銭を渡さない
- 放棄・放任・・・食事を与えない、病気や怪我をしても受診させない

相談受理時における注意点

虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待を未然に防止することが肝要です。また、障がい者虐待は家庭内や事業所内等での事案が多いことや虐待を受けていることを本人が自覚していないケースもあるため、地域におけるネットワーク等を活用し積極的な介入を図ることが大切です。

一般的な相談であっても、障がい者が関係する事案である場合は、虐待が介在していないか念頭に置き、早期に発見・対応する認識が必要です。

障がい者虐待を発見した場合、または虐待を疑われる事案を認知した場合は速やかに、市町村等に通報しなければなりません。

障がい者の生命、身体に重大な危険が生じている場合や、虐待と思われる者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報しなければなりません。なお、通告を受けた機関は通報や届出した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。

※ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第7条、8条(通報先)

- ・養護者による障がい者虐待 ～ 市町村
- ・障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待 ～ 市町村
- ・使用者による障がい者虐待 ～ 県、市町村

障がい者虐待防止に関する情報提供や市町村間の連絡調整を図るため、障がい者虐待防止相談窓口を開設しています。

- 山形県障がい者権利擁護センター(P78)

6 事件の中長期における対応

犯罪被害者等が中長期的に抱える相談内容とそれに対応し得る代表的な支援や制度について記載します。

(注) 支援や制度によっては、細かい条件があり該当しない場合があります。

●=原則すべての人が対象となる支援 ★=対象要件がある支援

(1) 総合的相談

被害に遭い、どうしてよいのかわからない、どこに相談してよいのかわからない
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

● 各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先)

- ・山形県(危機管理・くらし安心局 くらし安心課)(P67)
- ・各市町村の窓口担当業務課(P127)
- ・県警察本部犯罪被害者支援室(P89)
- ・各警察署の警務課犯罪被害者支援担当係(P129)
- ・山形県弁護士会(P108)
- ・(公社)やまがた被害者支援センター(P100)
- ・法テラス山形(P107)

(2) 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

● 受診相談、悩み相談

心身の健康問題について聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

(連絡先)

- ・保健所(P75)
- ・山形県精神保健福祉センター(P76)
- ・(公社)やまがた被害者支援センター(P100)
- ・県警察本部犯罪被害者支援室(P89)
- ・各警察署の警務課犯罪被害者支援担当係(P129)

* 山形県内の医療機関については、「山形県医療機関情報ネットワーク」(<http://www.pref.yamagata.jp/medical-net/>)で検索できます。

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

● 自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先) (公社) やまがた被害者支援センター(P100)

児童生徒にカウンセリングをお願いしたい

● チーム学校生徒支援体制整備事業

精神的に不安定な児童生徒を対象にカウンセリングを行います。

(連絡先) 山形県教育庁義務教育課(P83)

● スクールカウンセラー派遣事業

高度な専門知識及び経験を有する臨床心理士、精神科医をスクールカウンセラーとして県立高等学校に派遣し、生徒の悩みに答え、教職員や保護者への助言・支援を行うことで学校におけるカウンセリング機能を高めることができます。

(連絡先) 山形県教育庁高校教育課(P84)

(3) 生活上の困難

① 仕事上の問題

職場で不合理な対応にあった

● 労働問題に関する相談

専門の相談員等が、解雇、労働条件、いじめ、嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先) 労働基準監督署(P128)、山形県弁護士会(P108)
山形県雇用対策課、各総合支庁地域産業経済課(P79)
法テラス山形(P107)

働かなければならないが、就職先が見つからない

● 就労や能力開発に関する相談

求職者のおかれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先)
ハローワーク(公共職業安定所)(P128)

★ 公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を修得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先)
ハローワーク(公共職業安定所)(P128)

★ **訓練手当**

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先)

ハローワーク（公共職業安定所）(P128)

★ **母子家庭等就業・自立支援事業**

母子家庭等就業・自立支援センター等において就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業サービス等を支援します。

(連絡先) 市町村(P127)

★ **母子父子自立支援プログラム策定等事業**

福祉事務所において、支援対象者の実状に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークやひとり親家庭支援と緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援を行います。

(連絡先)

市にお住まいの方 ～ 市のひとり親福祉担当課

町村にお住まいの方 ～ 最寄りの山形県総合支庁福祉担当課

山形県子ども家庭課

資格を取得しスキルアップを図りたい

★ **高等職業訓練促進給付金事業**

母子家庭の母または父子家庭の父が看護師等の就職の際に有利となる資格を取得するため、専門学校などの養成機関で1年以上修業する場合に、生活費を支援するため定額を支給します。

(連絡先)

市にお住まいの方 ～ 市のひとり親福祉担当課

町村にお住まいの方 ～ 最寄りの山形県総合支庁福祉担当課

山形県子ども家庭課

★ **自立支援教育訓練給付金事業**

雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講した母子家庭の母や父子家庭の父に対して支給します。一般教育訓練給付金の支給を受けられない方は、対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る)の6割の額(上限20万円)、支給を受けることができる方は、受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る)の6割の額から一般教育訓練の支給額を差し引いた額が支給されます。

(連絡先)

市にお住まいの方 ～ 市のひとり親福祉担当課

町村にお住まいの方 ～ 最寄りの山形県総合支庁福祉担当課

山形県子ども家庭課

★ 高校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した時及び高等学校卒業程度認定試験に合格した時に受講費用の一部を支給します。受講費用の2割（上限10万円）が「受講修了時給付金」として、受講費用の4割（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）が「合格時給付金」として支給されます。

（連絡先）

市にお住まいの方 ～ 市のひとり親福祉担当課
町村にお住まいの方 ～ 最寄りの山形県総合支庁福祉担当課
山形県子ども家庭課

② 住居の問題

一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

★ 公営住宅の一時入居

DV被害や、犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に公営住宅に入居する必要がある方や単身者について、一時的に入居できるよう検討します。

(連絡先) 県営住宅(P80、81)

市町村営住宅 ～ 各市町村住宅担当課

★ 被害直後における一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により一時的に避難するための宿泊場所を提供します。

(連絡先) 県警察本部犯罪被害者支援室(P90)

各警察署の警務課犯罪被害者支援担当係(P129)

転居する必要があるが経済的に苦しい

★ 公営住宅の優先入居

DV被害や犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった、一定の収入以下の方については、公営住宅に優先的に入居できる場合があります。

市町村によっては、優先入居対象としていない場合があります。

(連絡先) 県営住宅(P80、81)

市町村営住宅 ～ 各市町村住宅担当課

③ 家族の介護問題

被害に遭ったことで、家族の介護ができなくなった

● 介護保険制度

家族の介護の有無にかかわらず、加齢による病気等で、介護が必要な方は、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、介護・療養上の管理など、保健医療サービス・福祉サービスが受けられます。(65歳以上の方(第1号被保険者)、40～64歳の医療保険に加入されている方(第2号被保険者))

(連絡先) 各市町村の介護保険担当課

④ 経済的な問題

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るため、一時金を支給します。

(連絡先) 県警察本部犯罪被害者支援室(P85)
各警察署の警務課犯罪被害者支援担当係(P129)

★ 労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等について、労働者やその遺族のために必要な保険給付等を行います。

(連絡先) 労働基準監督署(P128)

★ 災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童又は生徒の災害につき、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

詳細は通学先の学校にお問い合わせください。
(連絡先) 通学先の小学校・中学校等

医療費の負担を軽くしたい

● 医療保険の利用

相手のある交通事故やけんかなどで負ったけが等の治療については、ご加入の医療保険者に「第三者行為による傷病」である旨届出していただくことにより、医療保険（保険証）をお使いいただけます。

- ※1 届出書類の名称・様式・必要な添付書類は、ご加入の医療保険者により異なります。
- ※2 届出を提出していただくことにより、医療保険者が負担した保険診療分や各種現金給付の受給分について、医療保険者が加害者や自動車損害賠償保険責任保険（自賠責保険）会社に対して損害賠償請求権を代位所得します。

全国健康保険協会山形支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/yamagata/>

(連絡先)

協会管掌健康保険	～	全国健康保険協会各支部(P111)
組合健保	～	健康保険組合
国民健康保険	～	市町村
各種共済保険	～	各共済組合

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

● **高額療養費制度**

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先)

事業主（勤務先の庶務担当）

協会管掌健康保険 ～ 全国健康保険協会各支部 (P111)

組合健保 ～ 健康保険組合

国民健康保険 ～ 市町村 (P127)

各種共済保険 ～ 各共済組合

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★ **高額療養費の貸付（立替）制度**

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付（立替）を行います。

(連絡先)

事業主（勤務先の庶務担当）

協会管掌健康保険 ～ 全国健康保険協会各支部 (P111)

組合健保 ～ 健康保険組合

国民健康保険 ～ 市町村

各種共済保険 ～ 各共済組合

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★ **医療費控除**

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が減税されます。

(連絡先) 各税務署 (P129)

★ **自立支援医療費支給制度**

精神通院医療、育成医療（身体上の障がい・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障がいを回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が原則として1割になります。(連絡先) 各市町村 (P127)

★ **重度心身障がい(児)者医療給付事業**

重度心身障がいのある方(児)が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受けることができます。

(連絡先) 各市町村 (P127)

★ **子育て支援医療費給付事業**

義務教育就学前の乳幼児及び小学生、中学生等が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受ける制度があります。(対象年齢・所得制限について各市町村に問い合わせください。)

(連絡先) 各市町村 (P127)

★ **ひとり親家庭等医療給付事業**

ひとり親家庭の児童とその母等や父母のいない児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受けることができます。

(連絡先) 各市町村(P127)

生活資金に困っている

★ **山形県犯罪被害者等生活資金貸付制度**

犯罪被害者等給付金により返済していただくことを条件に、上限 30 万円として、無利子で貸付けを行います。

(連絡先) 県警察本部警務課犯罪被害者支援室(P87)

★ **生活福祉資金貸付制度**

生活や就業時に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付けます。離職者支援資金や災害援助資金、一時的に生活の維持が困難となった場合に貸し付ける緊急小口資金があります。修学資金や療養・介護等資金は無利子となります。

(連絡先) 山形県社会福祉協議会(P71)

★ **児童扶養手当**

父親や母親の死亡等、父親や母親が実質的に不在の家庭で、18 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日までの児童を看護する母又は父、又は養育する者に対して支給します。

(連絡先) 市にお住いの方 ～ 市のひとり親福祉担当課
町村にお住いの方 ～ 最寄りの山形県総合支庁福祉担当課

★ **母子父子寡婦福祉資金貸付金**

母子家庭の母や父子家庭の父、その扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成により生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養をしている児童の福祉を増進するため、児童の修学に必要な資金などの貸付を行います。

(連絡先) 市にお住いの方 ～ 市のひとり親福祉担当課
町村にお住いの方 ～ 最寄りの山形県総合支庁福祉担当課

★ **寡婦（寡夫）控除**

配偶者と死別・離婚した後再婚をしていない方や配偶者の生死が不明な方で、扶養家族があるなど一定の場合は、所得税及び住民税の計算上一定の金額が控除されます。

(連絡先) 各税務署(P129) 市町村(P127)

★ **高等学校等奨学金貸与事業**

勉学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な者を支援するため、奨学金の貸与を行います。

(連絡先) 教育庁高校教育課 経理奨学金担当(P82)

⑤ 福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えてください

● 福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障がい者等いろいろな問題を持っている方々の相談に応じます。

(連絡先) 市町村(P127)

⑥ 報道に関すること

マスコミにどう対応しているのかわからない

● 取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材への対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先)

県警察本部犯罪被害者支援室(P88)

各警察署の警務課犯罪被害者支援担当係(P129)

山形県弁護士会(P108)

(公社) やまがた被害者支援センター(P100)

法テラス山形(P107)

★ 異議申し立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては「放送倫理・番組向上機構(BPO)」(連絡先: TEL03-5212-7333, FAX03-5212-7330)に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」(FAX:03-3291-1220)に異議申し立てすることができます。

(連絡先) 山形県弁護士会(P108)

⑦ 加害者に関すること

また被害に遭わないかを不安に感じる

★ 警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、犯罪被害者等からの相談への対応などを行います。

(連絡先) 警察署(P129)

★ 再被害防止のための警戒、情報提供等

加害者からの再被害を未然に防止するため、必要な助言を行うとともに、状況に応じ身辺警戒やパトロールの強化、緊急通報装置の貸し出しなどを行います。(連絡先) 警察署(P129)

★ 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)

加害者がどうなったのか知りたい

★ 被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報(逮捕、処分等)を捜査に支障がない範囲でお知らせします。

(連絡先) 各警察署の警務課犯罪被害者支援担当係(P129)
海上での事件の場合 ~ 酒田海上保安部(P102)

★ 被害者等通知制度

刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

○ 処理結果

成人の事件 (連絡先) 山形地方検察庁(P103)

少年事件の審判結果 (連絡先) 山形家庭裁判所(P130)

○ 加害者の処遇状況

成人の刑事事件 (連絡先) 山形地方検察庁(P103)

審判結果が「少年院送致」の少年事件 (連絡先) 山形少年鑑別所(P108)

審判結果が「保護観察処分」の少年事件 (連絡先) 山形保護観察所(P104)

● 確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)、山形県弁護士会(P108)

★ 不起訴記録の閲覧

不起訴記録は原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる、殺人、傷害、危険運転致死傷など故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件、強制性交等・強制わいせつ、逮捕・監禁、過失運転致死傷などの事件の被害者やご遺族等の方々については、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(連絡先)

山形地方検察庁(P103)、山形県弁護士会(P108)

★ 公判記録閲覧・コピー

被害者やご遺族等の方々から申出がある場合で、正当でない理由による場合、相当と認められない場合を除き、刑事事件が裁判所で審理されている間に、その公判記録を閲覧・コピーすることができます。

また、その事件と同種の犯罪行為による被害に遭われた方やそのご遺族等の方々も、公判中の記録を閲覧・コピーできる場合があります。

(連絡先) 山形地方裁判所、山形簡易裁判所(P130)

★ 少年事件の記録の閲覧・コピー

被害者やご遺族の方々から申出がある場合で、正当でない理由による場合、相当と認められない場合を除き、少年事件の記録(ただし、少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除かれます。)のうち、審判を開始する決定があった事件記録を閲覧・コピーすることができる場合があります。

(連絡先) 山形家庭裁判所(P130)、山形県弁護士会(P108)

★ 少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

○ 少年審判傍聴制度

一定の重大事件については、少年審判の傍聴が認められることがあります。

(連絡先)

山形家庭裁判所(P130)、法テラス山形(P107)、山形県弁護士会(P108)
(公社) やまがた被害者支援センター(P100)

○ 審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

(連絡先) 山形家庭裁判所(P130)

○ 審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

(連絡先) 山形家庭裁判所(P130)

刑事手続等に参加したい

★ 意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べる場合があります。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べる場合があります。

○成人の刑事事件・・・(連絡先) 山形地方検察庁(P103)

○少年事件・・・・・・(連絡先) 山形家庭裁判所(P130)、法テラス山形(P107)
山形県弁護士会(P108)

★ 刑事裁判への参加(被害者参加制度)

参照 17 ページ

(連絡先)

山形地方検察庁(P103)、法テラス山形(P107)、山形県弁護士会(P108)

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★ 日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに事務委託している犯罪被害者法律援助制度で、経済的に余裕のない犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴、告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先) 法テラス山形(P107)、山形県弁護士会(P108)

損害賠償請求等をしたい

● 法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先) 法テラス山形(P107)、山形県弁護士会(P108)
各市町村の無料法律相談

★ 民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立についても対象となります。

(連絡先) 法テラス山形(P107)、山形県弁護士会(P108)

★ 損害賠償命令制度

参照 15 ページ

(連絡先)

山形地方裁判所(P130)、法テラス山形(P107)、山形県弁護士会(P108)

★ 被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産、(詐欺、出資法違反等)の犯罪行為により犯人が得た財産(犯罪被害財産)を、刑事裁判により犯人からはく奪(没収・追徴)した場合、金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)

7 行政による総合相談窓口について

(1) 「総合的な相談窓口」の設置

犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）制定以後、犯罪被害者等の支援は、国による裁判・検察制度などに関する犯罪被害者等の立場を尊重した法整備のほか、被害直後においては警察等を中心に直接的な支援が行われています。

多岐にわたる支援を含めて、中長期にわたって途切れなく犯罪被害者等への支援を行うために、基本計画では、地方公共団体において施策の総合的な推進を担当する「施策担当総合窓口」の設置が必要であるとされたことを受け、県では平成 22 年 3 月に「山形県犯罪被害者等支援条例」を定め、環境エネルギー一部危機管理・くらし安心局くらし安心課が施策担当総合窓口を担当しています。

(2) 犯罪被害者等施策における市町村の役割

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応える支援も多岐にわたります。更に、突然の犯罪被害を受けて、どこに相談に行くべきかもわからないまま県や市町村の相談窓口に見える場合が想定されます。

特に市町村は、住民にとって最も身近な存在であり、かつ、各種保険医療・福祉制度の実施主体であることから、まずは一時的な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内をはじめ、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うなど、適切な支援につなげる対応が求められます。

このようなことから、施策担当窓口部局では、主に以下の役割を果たすことが期待されています。

ア 施策の総合的な推進に係る企画・調整

犯罪被害者等及びその支援者からの意見・要望を一元的に把握し、庁内横断的に施策の企画立案調整を行うこと。

イ 関係機関・団体間の連携の促進

国、都道府県、市町村との連携の窓口、民間団体、その他関係機関団体との連携の窓口としての役割を果たすこと。

ウ 相談・情報提供

総合的な対応窓口として、犯罪被害者等からの相談・問い合わせに対応して、庁内関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しなどを行うこと。

エ 広報啓発

被害者の心身の状況や置かれた環境を理解し、地域社会全体で犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう支える必要があることを地域住民に啓発すること。

犯罪被害者等のみならず地域住民一般に、総合的な対応窓口をはじめ地域で利用できる各種制度や相談窓口を周知すること。

(3) 組織的連携により築く「総合的な相談窓口」の設置

県・市町村の連携協力は、途切れのない支援体制をつくる上で重要です。

犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し相互に橋渡しできるよう、県と市町村の間でそれぞれが有する制度・事業の情報や連携方法について認識を共有しておく必要があります。

また、県と市町村の役割分担については、地域の実情に応じて犯罪被害者等が望む場所で適切な時期に必要な支援を途切れなく受けられるようにするといった視点で、相互補完的なものとしてとらえることが重要です。県としては、市町村との連携がスムーズに行えるように、日頃から市町村担当者との関係を築いておきたいと考えます。

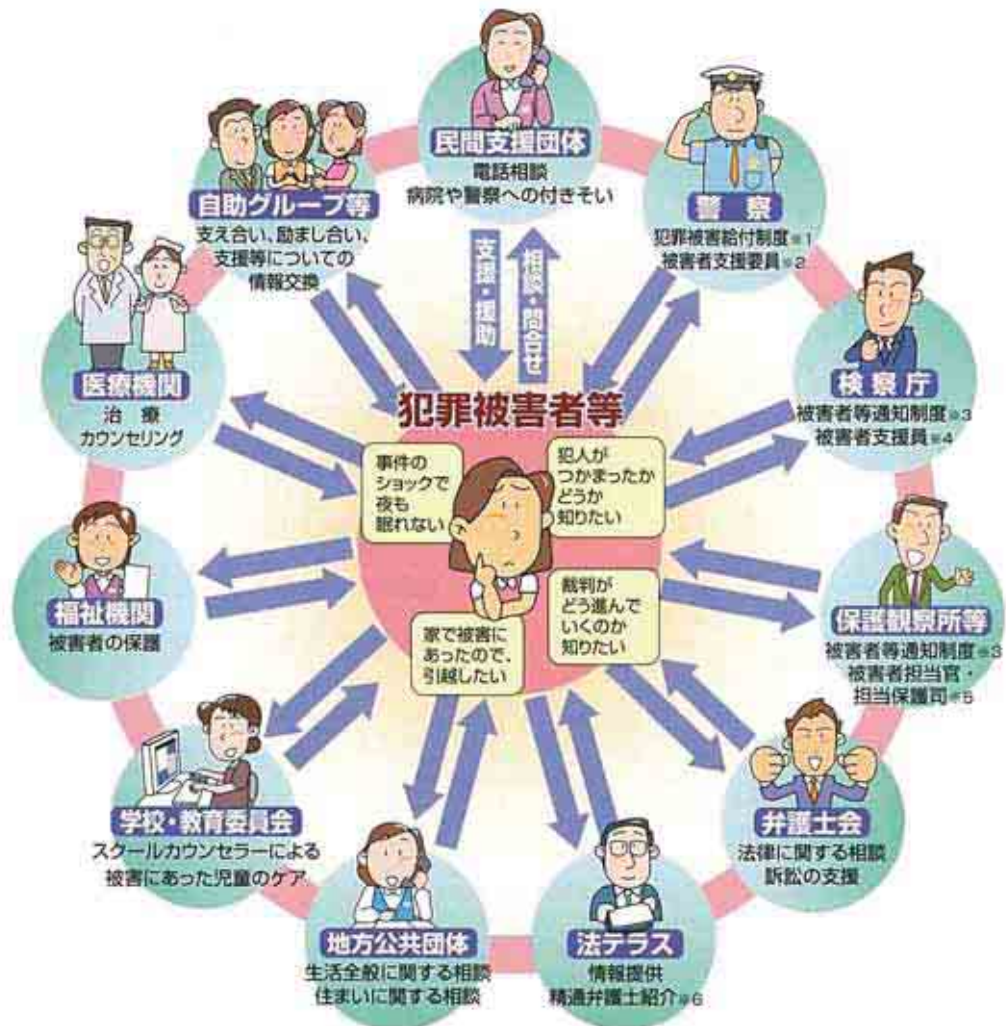
8 関係機関との連携

(1) 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携、協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものが多様であり、県や市町村の事業では対応しきれない犯罪被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合でも、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望まれます。各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援“が求められています。

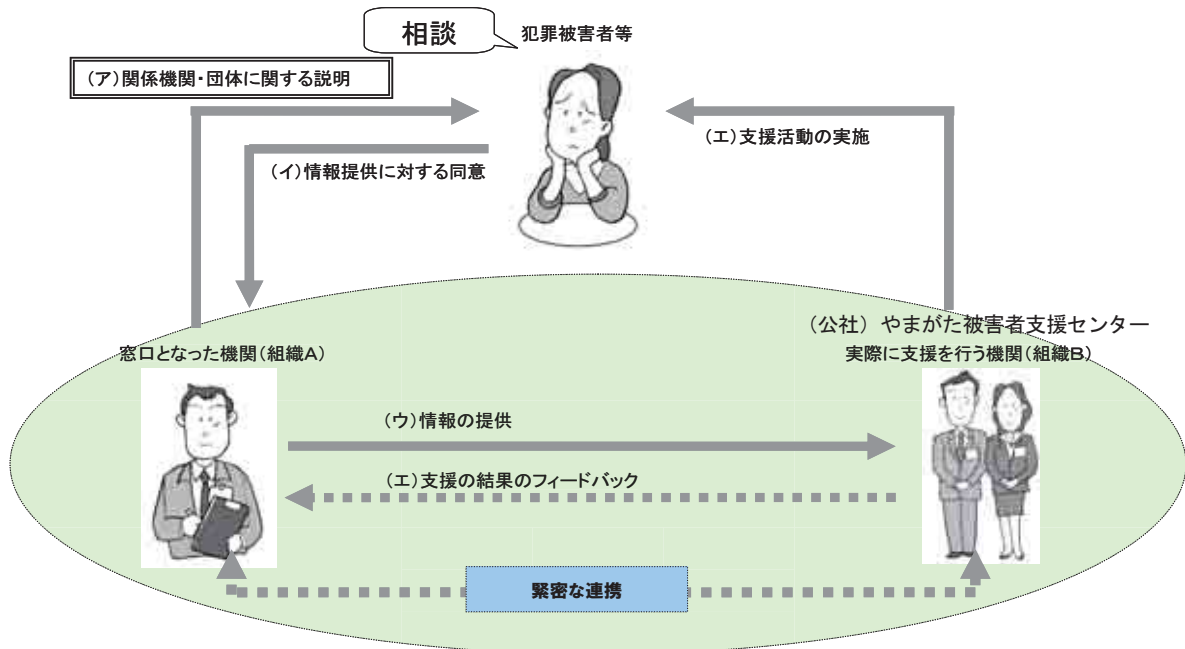
地域における犯罪被害者支援のネットワークのイメージ



- ※1 被害者の遺族または体に障害を負った被害者などに、経済的な支援を行います。
- ※2 捜査員とは別の警察職員が被害者に付きそい、情報提供や説明などの支援を行います。
- ※3 被害者に、事件の処分結果、裁判の結果、犯人の状況、刑務所からの出所時期、刑確定後の処遇状況などの情報を提供します。
- ※4 被害者からの相談を受けたり、法廷への案内・付きそい、事件記録を見る手助け、他の支援を行っている団体を紹介するなどの支援を行います。
- ※5 事件担当とは別の職員・保護司が、被害者からの相談を受けたり、更生保護における被害者施策を始めることとする利用可能な制度の説明をするなどの支援を行います。
- ※6 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する制度です。

(2) 関係機関・団体の連携の実際

① 基本的な連携の流れ 《フロー図》



ア 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた場合、機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

イ 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに伝

達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪等被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度、障害の有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

ウ 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します。その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Aに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。さらに、組織Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援について確約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

エ 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。また、必要に応じて、対応結果について組織Aにフィードバックをします。

オ より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報の取扱に注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。

特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

② 連携の際の留意点

ア 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まないといったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

イ 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるような印象を与えないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

ウ 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、他機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、そ

の機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

エ 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、FAXの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

(3) (公社)やまがた被害者支援センターとの連携

① (公社)やまがた被害者支援センターについて

ア 犯罪被害者早期援助団体としての被害者支援

公益社団法人やまがた被害者支援センター(以下「支援センター」という。)は、殺人、性犯罪、暴行・傷害などの犯罪や、交通事故に遭った被害者等に対して、被害直後の早い段階から精神的支援をはじめとする各種支援を行い、被害の回復や軽減に努めるとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることを目的として設立した公益社団法人です。支援センターは、山形県公安委員会が指定した犯罪被害者等早期援助団体で、犯罪被害者等支援に関して、被害者の同意を得たうえで警察から情報提供を受け支援活動を行っているほか、専門の相談員が電話や面接による相談に応じ、各種支援等の提示、助言等を行っています。

コラム ～犯罪被害者等早期援助団体について～

犯罪被害者等早期援助団体とは、被害にあった犯罪被害者等に対する援助を適正・確実に行うことができる民間団体として、都道府県公安委員会から指定される団体です。都道府県公安委員会から指定を受けることによって、犯罪被害者等早期援助団体は、犯罪被害者等の同意の下に警察から当該被害者等の情報提供を受けることができます。提供された情報に基づいて、犯罪被害者等早期援助団体は、被害直後の段階から犯罪被害者等の身の回りの世話など日常生活の支援、病院、法廷への付き添い、物品の供与や貸与、役務の提供などの直接的支援を行うことができます。

イ ワンストップ支援センターとしての性犯罪・性暴力被害者支援

支援センターは、性犯罪・性暴力に特化した被害相談窓口として、相談受理から支援まで1か所に対応できるワンストップ支援センターの役割を持つ「やまがた性暴力被害者サポートセンター(愛称:べにサポやまがた)」を運営しています。

相談には女性相談員が対応するほか、警察や裁判所、医療機関等への付添いや産婦人科医療機関の紹介、受診費用等の助成を行っています。

② 支援センターとの連携

ア 支援センターに関する説明

相談内容に応じて、支援センターが行っている支援の説明をします。

犯罪被害者等が希望する支援が受けられるかどうかは、支援センターに相談してみないとわからないことも必ず説明してください。

イ 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

実際に支援センターを利用することを決めたら、支援センターへの紹介（連絡）を希望するか否かを確認します。その際、事前に連絡することで、犯罪被害者等が支援センターに相談に行った際に、スムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できる等の利点を説明します。

また、入手した情報については、支援センター以外には伝えないこと、支援センターは守秘義務を定めており、個人情報支援目的以外には使用せず、守秘義務を徹底遵守して専門の相談員が対応することを説明します。

犯罪被害者等が支援センターに相談することを希望し、犯罪被害者等の情報を事前に提供することに同意した場合には、「情報提供書 兼 同意確認書」（参照 P. 64）を作成します。

ウ 「情報提供 兼 同意確認書」作成手順

- 支援を希望する被害者等の氏名等
 - ・ 支援対象となる犯罪被害者等名を記入する。匿名希望や、名乗るのを拒む場合は「匿名」やイニシャル・仮名等でもよい。
 - ・ 最低でも電話番号は記入した方がよいが、拒むようであれば、本人から直接、支援センターに電話を入れてもらう等、無理に聞き出さない。
- 窓口に来た人
 - ・ 被害当事者～直接被害を受けた本人
 - ・ 家族・遺族～被害者の家族、遺族等
 - ・ その他 ～施設長、学校の担任等、（ ）内に氏名、被害者等の関係、電話番号等を記入する
- 犯罪等被害の概況
 - ・ 被害概要を簡潔に記入
- 心身の状態～心情を考慮しつつ出来る範囲で記入
- 犯罪被害者等の支援要望～被害者等の希望を記入
- これまで受けた支援～公的機関等で支援を受けたことがあれば記入
- 支援センターの担当～支援センターに情報提供した際、支援センター側で対応した者の氏名を記載
- 情報提供についての同意確認欄及び電話相談等の場合
 - ・ 支援センターに情報提供するためには、本人同意が必ず必要なので、本人の自署、署名を拒む場合は自書で“同意する”と記入して貰う。
 - ・ 電話の場合、口頭で同意を得た上で、電話番号を聴取し同意した日時を記入します。

- 連絡年月日～支援センターに情報提供した日時を記載する。

エ 情報提供手順

- 支援センターへの情報提供は、電話でお願いします。
支援センター電話番号（事務局） 023-642-3571

- 電話対応例

「こちらは、〇〇町役場〇〇課の※※です。犯罪被害に遭われた方が、支援センターの支援を受けたいと、窓口にみえています。支援センターに情報提供することは、本人の同意を得ています。」

以下、支援センターの問いかけに応じ、書式を元に聴取した内容や、犯罪被害者等の要望を支援センターに伝えます。

支援センターから、担当者氏名や連絡先及び「〇月〇日〇時ころに支援センターまで、ご本人から直接電話をください」と連絡があるので、犯罪被害者等にお伝えください。

《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪等被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度、障害の有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

情報提供書 兼 同意確認書

支援を希望する 被害者等の氏名等	氏名： _____ 生年月日： _____ 年齢 _____ 性別 男・女
	連絡先：電話 _____ (_____) 住所等 _____
窓口に来た人	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族（続柄 _____） <input type="checkbox"/> その他（氏名 _____ 本人との関係 _____）
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの申告 を基に記載	被害発生日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
	被害発生場所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> ストーカー <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 被害の概要： _____
心身の状態	通院歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終了、後遺障害： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況（傷害や後遺障害の程度）： _____
犯罪被害者等の支援 の要望	例）裁判時の付き添いや、犯罪被害について継続的に相談にのってほしい。
これまで受けた 支援内容等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	相談日： _____ 年 _____ 月頃 _____ 相談機関・団体名 _____ 受けた支援の内容： _____
引継先及び担当等	_____ 担当
情報提供についての 同意確認欄	犯罪被害の支援に関する情報を上記連絡先に提供することを同意します。 また、当方が上記連絡先から情報提要を受けることに同意します。 署名又は同意確認記述 _____ （匿名の場合は同意します） （署名不可の場合は「同意する」等直筆で記入）
電話相談等の場合	上記記載の情報を(社) _____ に提供することに 電話 _____ (_____) _____ から _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 同意を得た
連絡年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
担当部署連絡先 (作成者)	_____ 係 _____ 氏名

犯罪被害者等相談報告書

受理番号 号

受理月日	平成 年 月 日 ()	相談時間	時 分～ 時 分 (計 分)
相談者	住所 氏名	電話番号	男・女 (歳)
被害内容			
加害者			
相談者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 () <input type="checkbox"/> 知人 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明		
件名			
相談内容及び経過			
処理結果			
担当者		引継者	

※ 犯罪被害者等が支援を途切れることなく享受するためには、犯罪被害者等からの相談内容を記録化し確実に引継ぐことが求められます。本書式は、犯罪被害者等から相談を受けた場合に記載する書式の一例を提示したもので、各団体で使用している、既成の相談受理の書式に変わるものではありません。